

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	光り輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>産業観光の活性化（P43）</p> <p>くらしと観光課は、産業観光の魅力を高めるための方策を検討し、見学受入れ企業と来訪者の拡大を図り、産業観光事業の活性化に取り組む必要がある。</p>				<p>くらしと観光課</p> <p>平成 30 年 2 月に策定された『板橋区観光振興ビジョン 2025』は、区内の観光資源の魅力を磨き、また、文化・芸術、産業、環境など分野を横断した魅力を創造し、内外に発信することを目的としている。本指摘事項は、都内有数の工業集積地である“産業のまち板橋”のものづくりを重要な観光資源と捉え、その魅力を磨き、発信するものとして、同ビジョンに位置付けた。</p> <p>ものづくりの現場を訪れ、見学はもとより各種体験ができる“観光ツアー”については、例年 3 回実施している「産業観光散策ツアー」に加え、令和元年度は「外国人向け観光ツアー」でも産業観光を取り上げており、伝統工芸を受け継ぐ企業を訪問することで、インバウンドも視野に入れた来訪者の拡大を図った。見学受入れ企業についても、見学可能企業 22 社（令和 2 年 9 月末時点）に加え、新規企業 3 社において産業観光散策ツアーを実施し、拡大を図った。これらと併せて、企業が自社の見学施設の整備や資材購入、広報 PR をする際の助成制度「板橋区観光資源整備事業補助金」も継続し、産業観光の魅力を高める基盤づくりを推進した。</p> <p>さらに、金沢市との友好交流 10 周年記念グッズの制作を見学受入れ企業に依頼し区で販売したり、観光アプリ「IT A-マニア」や観光ガイドマップを活用して見学可能企業を紹介するなど、観光ツアーの開催にとどまらず、様々な事業を織り交ぜて産業観光の活性化</p>		

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	光り輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>観光案内標識のユニバーサルデザイン化と案内機能の充実（P43）</p> <p>今後は、観光案内標識の多言語による外国語表記やピクトグラム表示等のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、スマートフォンを活用した観光案内機能の充実を検討していくことが必要である。</p>				<p>に取り組んだ。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、観光ツアーの開催が見送りとなった。今後は、事業の新たな実施方法を試行しながら、引き続き産業観光の魅力を高める方策を実行していく。</p> <p>くらしと観光課</p> <p>平成 30 年 2 月に策定された『板橋区観光振興ビジョン 2025』は、区内の観光資源の魅力を磨き、また、文化・芸術、産業、環境など分野を横断した魅力を創造し、内外に発信することを目的としている。本指摘事項は、来街者が区内を快適に周遊できる環境の整備として、同ビジョンに位置付けた。</p> <p>観光案内標識については、平成 31 年 3 月に策定された『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』に基づき、区内の“優先整備 3 路線”における整備を進め（令和元年度に赤塚地域及び小豆沢公園、令和 2 年度に中央図書館にて実施）、多言語化（日、英）やピクトグラム表示など、観光案内機能の強化を行った。</p> <p>スマートフォンの活用については、平成 30 年 10 月に観光アプリ「IT A-マニア」を公開した（令和 2 年 9 月末時点で 3,700 ダウンロード）。同アプリは区内の観光資源をデータベース化し、最新の情報を提供すると同時に、多言語化（日、英、中、韓、仏）や外国人観光客向けのオフラインマップ機能を備えている。また、令和元年 10 月に開始した「板橋区シェアサイクリング」実証実験では、スマートフォン</p>		

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	光り輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>都市交流事業のコーディネート（P44）</p> <p>交流都市協定を締結する 3 自治体については、住民レベルの交流を増やすためのイベントや交流自治体の様々な魅力を取り上げる情報発信を行うとともに、交流自治体に対し、区の観光情報を積極的に提供し、多くの人々が互いに訪問することにより、相互の地域活性化を図ることが重要である。くらしと観光課が中心となり、各課が行う都市交流事業をコーディネートし、産業、文化、歴史など幅広い分野において、関係機関と連携を図ることが必要である。</p>				<p>及びタブレット端末を用いて区内全域で自転車をレンタルできることから、既存の公共交通機関を補完し、観光客の回遊性・利便性の向上を図った。</p> <p>さらに、令和元年度から観光案内標識及び板橋区観光協会が設置している史跡観光案内板に、観光アプリ「IT A-マニア」の広告・ダウンロードコードを記載するなど、ハードとソフトを関連づけた整備も行った。令和 2 年度は、観光アプリにデジタルスタンプラリー機能を追加し、イベントを開催することで、区内周遊を促進した。今後も引き続き、観光アプリの内容の充実と利用者の拡大に努めていく。</p> <p>くらしと観光課</p> <p>平成 30 年 2 月に策定された『板橋区観光振興ビジョン 2025』は、区内の観光資源の魅力を磨き、また、文化・芸術、産業、環境など分野を横断した魅力を創造し、内外に発信することを目的としている。本指摘事項は、交流都市との連携による交流人口の増加及び観光促進として、同ビジョンに位置付けた。</p> <p>交流協定都市である日光市、金沢市、大船渡市とは、各都市を代表する行事（日光市の平家大祭、金沢市の金沢百万石まつり、大船渡市の三陸・大船渡夏まつり）に参加・出展し、その一方で板橋区民まつりなどの行事で各都市の PR や物産展を行うなど、例年、緊密な交流により相互の地域活性化を図っている。</p> <p>これに加え、平成 29 年度から令和元</p>		

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	光り輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業に ついて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
				<p>年度は「三都市交流イベント」を開催し、上記 3 都市の観光資源や交流の歴史の紹介、物産展、食堂でのオリジナルメニューの提供など、各都市の魅力を発信することで住民レベルの交流を促した。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定例行事での相互交流や、いたばし花火大会の会場で開催予定の都市交流イベントが中止となったが、板橋区民まつりや板橋農業まつりでの物産展の代替として、交流都市の特産物の詰め合わせをオンラインで販売するイベントを開催した。今後も、事業の新たな実施方法を試行しながら、引き続き情報発信と賑わい創出を図っていく。</p> <p>他課との連携については、例年開催のかなざわ講座（生涯学習課）、ジュニアプラス交流フェスタ（文化・国際交流課）に加え、平成 30 年度は金沢市との友好交流 10 周年記念イベント（商店街、産業振興課）、金沢市学童野球参加者の花火大会への招待（スポーツ振興課）など、組織を横断した都市交流事業を実施した。</p> <p>さらに、令和元年 12 月に開業した「板五米店」（商店街、民間企業、いたばし魅力発信担当課、産業振興課、生涯学習課）では、金沢市の食材を用いたメニューを提供しており、令和 2 年度には金沢の氷と金箔を使ったかき氷を販売するなど、今後も区内外の関係機関と連携し、都市交流を推し進めていく。</p>		

平成 28 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	心躍るスポーツ・文 化	小	文化芸術事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>文化芸術活動に関するコーディネート（P53）</p> <p>文化芸術振興ビジョンの基本理念を実現するため、区は文化芸術にかかわる資源や人材、その他の多様な情報の把握に努め、区内の文化芸術を支える担い手の交流をコーディネートする仕組みを構築する必要がある。</p>				<p>文化・国際交流課</p> <p>区は文化・国際交流財団と連携し、文化団体連合会を中心とした区民参加・協働のもと、様々な事業を実施している。特に、区と文化・国際交流財団は文化団体連合会の活動や人材等に関する情報をもとに、団体間連携のほか、区民等からの文化人材・活動等に関する紹介の問い合わせに対応するなどの役割を果たしている。</p> <p>この度、文化・国際交流財団において令和 2 年 6 月から、区にゆかりのある文化芸術活動の情報を幅広く収集し、区民と文化芸術家などを結び、情報提供を行う仕組みの一つとして、「アーティストバンクいたばし」を創設し、募集を開始した。さらに、コロナ禍により活動を制限されている文化芸術家を支援するため、地方創生臨時交付金を活用した「いたばしアーティスト応援キャンペーン」を行うなど、「アーティストバンクいたばし」を軸に複合的に事業展開を行うことで、登録者数を着実に伸ばし、文化芸術活動の基盤づくりや活動支援に寄与している。「アーティストバンクいたばし」の登録者はプロとして活動している方に限られるものの、令和 2 年 10 月時点で 100 件以上の登録があり、区ゆかりのアーティストの発掘にも成功している。これらのアーティストをオンラインで PR することで、区・財団事業での活用だけでなく、区民への情報発信、区内企業や団体との連携を生み出すなどの多様な広がりが考えられる。</p> <p>引き続き区では財団と連携し、登録</p>		

平成 28 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元 気なまち	中	心躍るスポーツ・文 化	小	文化芸術事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
				<p>アーティストの活用事業等を検討し、区民一人ひとりが主体的に文化芸術活動に関わることができるよう、文化芸術の基盤づくりを進めていく。</p>		

平成 29 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	災害に強いまちづくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>都市防災不燃化促進事業の計画的推進（P55）</p> <p>都市防災不燃化促進事業は、建替相談会における相談件数が少なく、建替助成の件数も板橋区実施計画の目標を下回り、多額の予算減額措置を毎年行っている。実績が上がらない原因を分析し、計画目標達成に向け取り組む必要がある。</p>				<p>市街地整備課</p> <p>環状 8 号線板橋西地区の都市防災不燃化促進事業は、平成 30 年度をもって事業を終了している。終了時点では、目標の不燃化率 70%には至らなかった。</p> <p>原因分析のため、建替えの意向調査を実施したところ、高齢者世帯が多数を占め、自分達の為の建替えを考えてなく、子供世帯が戻っての同居建替えの可能性もない方が多数であり、助成制度による建替えの動機付けが弱いことも明らかになった。</p> <p>都市防災不燃化促進事業の目的は、延焼遮断帯の構築と、沿道の不燃化による災害時の避難路の確保にある。</p> <p>当該道路は、都の「防災都市づくり推進計画」で言う延焼遮断帯の幅員を確保して、既に平成 18 年に整備済である。また、当事業導入に合わせて、沿道区域に防火地域を指定して、建替えの際は原則、準耐火構造以上としている。</p> <p>さらに、令和元年度までに、沿道を含めた区域に地区計画を策定し、「災害に強いまちづくり」のルールを定めている。</p> <p>そのため、事業終了後も不燃化率は、自然更新により上昇（0.3%/年）している。</p> <p>よって、今後も建替えに合わせ不燃化率は向上していくので、本事業の目的は達成していくものと判断する。</p>		

平成 29 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	災害に強いまちづくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
消防活動困難区域の解消（P55） 区は、消防活動困難区域の解消のため、防災上重要な路線の沿道関係者に対しては、個別説明会や戸別訪問を実施しているが、地域住民の関心を高めるための方策をさらに検討し、働きかけを行っていく必要がある。				市街地整備課 区では、地区計画に防災上重要な路線を定め、沿道に消防活動に必要な空間の確保をするルールを定めることで、消防活動困難区域の解消を図っている。 若木一・二丁目地区においては、地域住民による協議会で検討を重ね、権利者へのアンケート及び地元説明会を行った。さらに、防災上重要な路線の沿道権利者に対する個別説明会や戸別訪問を重ね、消防活動困難区域解消の必要性を繰り返し説明して、関心を高めていった結果、概ね地域住民の理解が得られ、地区計画の決定に至った。 決定後にも、路線沿道の権利者に対して再度消防活動困難区域解消の必要性について周知している。 今後は、建物の更新時に区に出すこととなる地区計画の届出時に、個別に対応して、理解・協力を求めて消防活動困難区域を解消していく。		

平成 29 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	計画を推進する区政 経営	中	—————	小	広聴について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>区民の声収集システム（CRM）について（P43）</p> <p>若い世代や声を上げることに消極的な区民の意見・要望等を収集するためには、スマートフォンの活用が有効であり、区民の声収集システム（CRM）の専用フォームについては、スマートフォン用に最適化していく必要がある。</p>				<p>広聴広報課</p> <p>区民の声収集システム（CRM）については、ホームページコンテンツマネジメントシステム（CMS）と合わせて、令和元年度にリニューアルを行った。この際ホームページデザインを「1つのページでパソコン、タブレット、スマートフォンに共通して対応すること」と指定し、ホームページを閲覧する際に使用する機器に依存しないサイトを構築するとともに、CRMはCMSとの相互連携を図り、業務の効率化、区民の声を区政に反映できる仕様とした。</p> <p>令和 2 年 3 月 6 日からリニューアルした区公式ホームページを稼働させ、CRMはスマートフォン用に最適化された専用フォームを公開した。それにより、ホームページを閲覧する機器に影響されることのない、投稿しやすいものに改善した。</p> <p>CRMへの投稿処理件数は、リニューアル前の月平均 425 件（平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月）に比較して、月平均 1,013 件（令和 2 年 4 月～令和 2 年 9 月）に増加している。</p> <p>また、令和 2 年 8 月に対応したCRMの投稿処理件数 608 件のうち、使用された機器はスマートフォン・タブレットが 51%であり、投稿者は 40 代以下が 67.2%、匿名（氏名の記載がない者を含む。）が 25.2%となっている。このことから使用される機器に影響されることなく、若年層等の意見・要望等も収集できるシステムに改善されている。</p> <p>今後も、若い世代や声を上げることに消極的な区民を含め、幅広く区民等から意見・要望等を収集することができるCRMとするため、継続的な改善を行っていく。</p>		

平成 30 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	保健所における食品・環境衛 生等の監視指導業務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>動物の飼養及び収容施設の監視指導体制の整備（P47）</p> <p>生活衛生課は、動物の飼養又は収容施設について、許可及び立入検査等の監視指導業務を適正かつ計画的に実施できる体制を整備する必要がある。</p>				<p>生活衛生課</p> <p>監視指導業務の体制整備について、令和 2 年度当初に獣医衛生事業の年間計画を策定し、計画に則り監視指導を行っている。今年度においては板橋こども動物園の改修後の立会いのため、11 月 10 日に板橋こども動物園及び高島平分園の監視を行った。翌年度は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらペットショップを中心に監視を行う予定である。</p> <p>この年間計画は毎年策定することとし、年間当たりの立ち入り施設数の目安を全施設の 3 割として、3 年間で全施設の監視指導の巡回を達成する。なお、近隣からの苦情や、施設の変更等の対応は随時に行う。この計画に沿って監視指導業務を毎年実施することにより、監視指導における必要知識を担当内で継承していく。</p> <p>また、昨年度全施設の監視を行い、現況を確認したうえで監視指導を実施する際に使用する「板橋区化製場等事務処理要領」「別表 1 施設評価基準」「別表 2 畜舎監視票」を策定した。今年度からは当該要領等を使用し、複数年度にわたる監視指導においても画一的な基準をもって指導を行う体制を整えた。</p>		

平成 30 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	区営・区立住宅等の管理につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>かみちょう住宅作業所について (P54)</p> <p>かみちょう住宅作業所については、作業所全体が防音されており、専用駐車場も管理しているなど、設備は充実しているが、住宅として改装しにくい状況であることから、今後の取扱いについて対策を講じる必要がある。</p>				<p>住宅政策課</p> <p>かみちょう住宅作業所は、作業所として従来活用されていたが、平成 26 年に使用者が廃業退去して空室となり、平成 28 年 3 月に用途廃止し、普通財産とした。</p> <p>現在では、近年増加する単身入居者の残置物保管庫として、かみちょう住宅作業所を活用している。公営住宅にも、親族との関係が希薄な単身入居者が近年増加しつつある。単身入居者が亡くなったときや入居者が無断退去したときは、緊急連絡人や法定相続人との連絡が取りにくい場合があり、関係者全員の相続放棄の確定等、残置物の処分に長い時間がかかることもある。</p> <p>円滑に住戸を再度賃貸するためには、住戸から残置物を撤去して一時保管する保管庫が必要である。令和元年度には、「板橋区営住宅等入居者の単身死亡及び無断退去に関する処理要領」を新たに作成し、当該作業所を保管庫として活用することで、複数の公営住宅を新たに賃貸することが可能になっている。</p> <p>当面の間は、かみちょう住宅作業所を残置物保管庫として活用することで、公営住宅に求められる役割として単身高齢者を受け入れつつ、単身入居者死亡後の対応を円滑にし、安定的に公営住宅を供給していきたい。</p>		
<p>滞納の縮減・解消について (P54)</p> <p>滞納については、負担の公平性を損なうものであるから、滞納金の縮減、解消</p>				<p>住宅政策課</p> <p>滞納縮減については、前年に引き続き、現年度分の滞納発生の防止、早期</p>		

平成 30 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	区営・区立住宅等の管理につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
<p>に取り組む必要があり、厳正な取扱いが望まれる。</p>				<p>解消に注力してきた。その結果、令和元年度の使用料収入未済額は 33,255 千円で、前年と比較して 1,348 千円縮減したところである。一方、コロナ禍による納付相談には、補助金の案内や分納相談について、柔軟に対応している。</p> <p>発生した滞納については、督促状や催告状で納付を呼びかけるだけでなく、必要に応じて納付相談を実施し、支払能力に応じて分納誓約を交わしている。それでもなお滞納を重ねる居住者に対しては、法的対応も含めて対策を検討している。令和 2 年 7 月には、近年滞納を重ねた居住者（1 世帯）に対し、滞納額等の支払いを求めて訴訟を起こし、現在係争中である。今回の訴訟の経験を活かし、今後も、分納を含む納付に協力的でない居住者、元居住者に対しては、法的措置を辞さない対応を取る。一方、入居者死亡の場合等においては、令和元年度に作成した「板橋区営住宅等入居者の単身死亡及び無断退去に関する処理要領」に基づいて、入居者死亡日までを徴収日とするよう改めて権利と義務の均衡をはかるとともに、客観的に支払いが困難である場合については、不納欠損等の対応を行っていく。</p>		
<p>入居者の安全確保について（P54）</p> <p>住宅政策課は、区営住宅等において、自衛消防訓練を実施していない状況や防火管理者が必置ではない住宅があることを踏まえ、入居者の安全を確保し、</p>				<p>住宅政策課</p> <p>令和元年度は、全ての高齢者住宅で消防署と適宜連携し防災講習会を実施し、区営住宅でも防火管理者の置かれた住宅では自衛消防訓練の実施計画に</p>		

平成 30 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	区営・区立住宅等の管理につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 2 年 12 月報告）		
				<p>において活用しているところである。 この活用は今後も継続する。</p> <p>区立住宅及び高齢者住宅では、各種 修繕工事の費用負担割合について、居 住者、区、所有者（オーナー）間で折 衝することもあり、関係者間で公正に 費用負担割合を決定するため、参考資 料として過去の工事データを活用して いく。</p> <p>今後、これらの活動を実施しつつ、 概ね 2 年ごとに見直しを行い、収集す べきデータ項目の再検討も適宜行っ ていく。</p>		

令和元年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来を育むあたたか いまち	中	安心の福祉・介 護	小	生活困窮者自立支援事業につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
<p>住居確保給付金の適正な支給について（P54）</p> <p>住居確保給付金は、原則1人1回の支給であり、一部の例外を除き、再支給は認められない。</p> <p>区は、住居確保給付金の支給をするにあたり、厳正な審査を行ううえからも、支給終了者の履歴情報を適正に管理できるような対策を講じる必要がある。</p>				<p>板橋福祉事務所</p> <p>住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年4月に申請要件の緩和が行われたこともあり、申請件数が激増している。</p> <p>生活保護を受給することなく自立した生活を維持できるよう、住居確保給付金については適正かつ迅速な支給を目指し、申請段階において過去の受給履歴を聞き取り調査するほか、2年以内に他自治体から転入した方については、前住地にも受給の有無を確認し、不適切な再支給の抑止に努めてきた。</p> <p>今回の行政監査結果報告を受け、さらに厳正な審査を迅速に行い、履歴情報を適正かつ正確に管理するため、令和2年9月より受給履歴をデータベース化して管理するように運用を改め、不適切な再支給の防止策を強化した。</p>		
<p>生活保護制度との連携について（P54）</p> <p>収入を得る等により生活保護が廃止となった者を生活困窮者自立支援制度へつないだ件数は、平成27年度の事業開始から4年間0件である。</p> <p>収入を得る等により生活保護が廃止となった者についても、生活困窮者自立支援制度につなぐことが必要である。</p>				<p>板橋福祉事務所</p> <p>生活保護が廃止となっても、家計改善支援事業などの生活困窮者自立支援制度での継続的なフォローアップが可能であることを生活保護が廃止となる方に伝え、生活困窮者自立支援制度の利用に繋げてきた。また、生活保護が廃止となった方には「いたばし生活仕事サポートセンター」のパンフレットを渡し、生活困窮者自立支援制度へのスムーズな移行に繋げた。</p> <p>さらに、令和元年11月28日に志村福祉事務所にて、3所のケースワーカーに対し、「事務研究会」を実施した。</p>		

令和元年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来を育むあたたか いまち	中	安心の福祉・介 護	小	生活困窮者自立支援事業につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
<p>委託事業の履行確認について（P54）</p> <p>仕様書で示したとおりに事業が履行されているか、継続的で安定した事業運営がなされているかを確認するためには、利用者の視点で現場の状況を把握する必要があります。</p> <p>板橋福祉事務所は、必要に応じて現場に赴き、記録書類の保管状況、支援員等の配置や研修の実施状況等相談支援における体制整備及び事業周知などについて、委託事業者に対する監督・指導を</p>				<p>その際、生活困窮者自立支援制度への橋渡しを担うケースワーカーに対し、サポートセンターの主任相談員より、生活困窮者自立支援制度や支援内容の解説、福祉事務所といたばし生活仕事サポートセンターへの引継ぎ方法を具体的に示し、ケースワーカーによる生活保護が廃止となる方に対するサポートセンターの利用促進を喚起し、生活困窮者自立支援制度への橋渡しに努めた。</p> <p>なお、生活保護の廃止に際しては、十分に自立した生活が可能状態になっているかを慎重に見極めるよう、改めて全ケースワーカーに周知した。</p> <p>今後も「事務研究会」や「所内会議」を通じて、生活保護制度との連携について理解を促進し、徹底を図っていく。（「福祉事務所」より「いたばし生活仕事サポートセンター」への紹介実績） 令和元年度 40件 令和2年度（4～9月）59件（総合相談係よりの紹介含む）</p> <p>板橋福祉事務所</p> <p>仕様書で示したとおりに事業が履行されているかについては、令和元年8月に「自立支援係視察報告書」を新しく作成し、職員が直接履行場所に赴いて監督・指導を行い、継続的で安定した事業運営に繋げるよう運用を改めた。</p> <p>記録書類の保管状況や支援員等の配置状況については個人情報保護措置状況立入検査時に確認を行っている。</p>		

令和元年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来を育むあたたか いまち	中	安心の福祉・介 護	小	生活困窮者自立支援事業につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
<p>行うことが必要である。</p>				<p>支援員の配置や研修の実施状況などの相談支援における体制整備については、現場責任者への声掛けなどによる状況把握後に必要な監督・指導を行った。また、委託事業者の職員を福祉事務所が毎月実施する法律相談会や、都や第4ブロックの主催する生活困窮者自立支援関連の各種研修に参加させ、業務に必要な知識の習得に関する監督・指導を行った。</p> <p>事業周知については、チラシなどの文言に潜在的な需要の見込める「ひきこもり」の加筆などの改善を行い事業周知の強化を監督・指導した。</p> <p>今後も確認方法などのブラッシュアップを行い、適正な委託事業の履行確認を継続して実施する。</p> <p>（現地確認回数） 令和元年度 22回 自立相談支援 13回、就労支援 4回、学習・生活 5回 令和2年度 8回 就労支援 1回、学習・生活 7回</p>		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
評価のための指標の設定について（P52） 産業振興課は、商店街振興やにぎわい創出の目安となる集客や売り上げなどの測定が困難であるとの理由から、補助事業数を指標として事業の効果の検証を行っているが、補助金の額は高額であり、かつ有効性の観点からも、客観的な基準や基礎データに基づいた評価のための指標の設定が必要である。				産業振興課 商店街が、地域特性や消費者ニーズに対応したイベント事業及び組織力・経営力の強化を図る取組を実施することは、中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化につながることであると認識しており、補助事業数は事業の効果を図るうえで必要な指標である。これに加えて、客観的な基準や基礎データに基づいた評価を行うため、事務事業評価において、商店街振興各事業の目的を踏まえた指標を整えている。 <ol style="list-style-type: none"> 商店街振興事業（商店街連合会補助事業） 商店街連合会が当事者意識をもって活動に工夫や改善を凝らし、商店街の維持・発展を図るための支援や、地域商業の活性化につながる取組を行うためには、組織力強化が欠かせない。商店街連合会の組織力強化には加入商店及び商店街の存在が欠かせないことから、従来の「商店街連合会加入商店数」に加えて、平成31年度より「商店街連合会加入商店街率」を成果指標に追加した。 にぎわいのあるまちづくり事業 地域コミュニティの核としての役割を担う商店街が、にぎわいを創出し、地域活性化に向けた取組を行うためには、商店街活動を行う人材の確保や商店街内の協力促進など、商店街の組織力強化が重要となる。組織力強化のためには、商店街事業を実施する加盟店舗の存在が欠かせな 		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
<p>観光施策との連携について（P52）</p> <p>近年では、インバウンドへの対応を含め、テレビ、雑誌、SNSなどの多様な媒体を活用したプロモーションが推進されており、今後は観光施策との連携を深めていくことが重要である。</p>				<p>いことから、令和2年度より商店街から提出される実績報告書に、「商店街店舗数」「商店街加盟店舗数」を加え、「商店街加盟率」を成果指標として捉えていく。</p> <p>3 空き店舗ルネッサンス事業</p> <p>補助金終了後も空き店舗を活用した事業が継続して営まれている状態を、事業の効果と捉える。事業の継続性及び独立採算性の確保を図るための指標として、「空き店舗事業継続数」を効果と捉えている。</p> <p>「1 商店街振興事業」「2 にぎわいのあるまちづくり事業」については、商店街連合会や商店街への加入率により、商店街活動を維持していくための組織力を把握し、弱体化している商店街に対する対応や支援事業構築に結び付けていく。</p> <p>また、「3 空き店舗ルネッサンス事業」においては、現在、補助金終了後も自立して経営を続け、商店街の中にぎわいの中心となっている店舗が複数あることから一定の効果を得られていると考える。次年度以降、商店街に対し、事業継続に向けて情報収集や助言をしていく。</p> <p>産業振興課</p> <p>板橋区観光振興ビジョン2025で掲げている「街道文化・歴史をいかした観光」では、江戸四宿のひとつである板橋宿に関わる観光資源を再整理し、新たなストーリーを構築するとと</p>		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
				<p>もに、旧加賀藩前田家の下屋敷を有していた歴史を活かし、友好交流都市協定を締結している金沢市と連携した観光促進を図ることを取組の方向性としている。</p> <p>平成30年度には、金沢市との友好交流都市協定締結10周年を記念して、板橋宿不動通り商店街主催事業「ラッピーフェスティバル」の中で、加賀野菜を使ったオリジナル料理を提供する食のイベントを、商店街と観光施策が連携した取組として実施した。</p> <p>また、板橋宿に関わる観光資源を再整理し、新たなストーリーを構築する「板橋宿の魅力再構築事業」においては、板橋宿のほぼ中央に位置する土蔵造りの旧商家「板五米店（店舗部分は大正3年築）」を、仲宿商店街の空き店舗活用事業で整備し、令和元年12月に、商店街のにぎわい創出及び地域の散策や観光の役割を担う地域の交流拠点としてリニューアルオープンした。</p> <p>「板五米店」の活用方法について、産業振興課、くらしと観光課、ブランド戦略担当課が商店街連合会第一支部と2か月に1回連絡会を開催し、情報共有や検討を重ねている。旧中山道「板橋宿」の歴史的背景を活かし、友好交流都市である金沢市の食材を用いたメニューの提供を行うなど、関係各課や関係団体と連携しながら事業を進めている。今後も、観光ボランティアを活用した地域のまち歩きなど、連携を強化しながら地域活性化につながる事業を展開し、他の地域で観光資源と商店</p>		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和2年12月報告）		
				<p>街が連携した事業を行う際には、板橋宿の取組を活用しながら進めていく。</p>		